

福岡市 埋蔵文化財調査員等（会計年度任用職員）

採用選考案内

福岡市史跡整備活用課及び埋蔵文化財課では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 応募受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月17日（火）17時 ※必着

2 募集内容及び採用予定人数

- A : 埋蔵文化財調査員 1名（予定、埋蔵文化財課で勤務）
- B : 史跡発掘調査員 1名（予定、史跡整備活用課で勤務）
- C : 史跡整備専門員 1名（予定、埋蔵文化財課で勤務）

※併願する場合は、それぞれの申し込みが必要となります。

3 職務概要および勤務地

A 埋蔵文化財調査員

職務内容：福岡市内で埋蔵文化財の発掘調査・資料整理等

- ・市内遺跡の発掘調査業務
- ・発掘調査資料の整理・報告書作成業務
- ・その他、所属長が指示する業務

勤務地：福岡市内の発掘調査現場及び舞鶴、月隈、玄洋整理室

B 史跡発掘調査員

職務内容：史跡等における発掘調査の監督（補助）、遺構測量等

- ・市内史跡の発掘調査業務
- ・発掘調査資料の整理
- ・その他、所属長が指示する業務

勤務地：福岡市内の史跡及び福岡市役所、舞鶴整理室

C 史跡整備専門員

職務内容：国史跡博多遺跡整備にかかる計画策定等

- ・計画策定のための業務
- ・策定にかかる協議、資料の収集、検討・分析業務
- ・博多遺跡の資料調査、他都市の事例収集や分析、資料作成等
- ・その他、所属長が指示する業務

勤務地：福岡市役所及び舞鶴、月隈、玄洋整理室

4 任用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（木）まで

※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。

5 受験資格

A 埋蔵文化財調査員	B 史跡発掘調査員 C 史跡整備専門員
1 次の資格要件を全て満たす人	
(1) 次の各号のいずれにも該当する人 ①大学（短大を除く。）又は大学院において考古学及び歴史学その他これに準ずる分野を履修し、卒業（修了）した人で、発掘調査・整理作業の実務経験を有する人 ②任用期間を通じて従事できること	(1) 次の各号のいずれにも該当する人 ①大学（短大を除く。）又は大学院において考古学及び歴史学その他これに準ずる分野を履修し、卒業（修了）した人で、発掘調査・整理作業もしくは遺跡の整備等において相当の実務経験を有する人 ②任用期間を通じて従事できること
2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人	

6 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

（1）第一次選考

内 容：提出書類による選考

合格発表：選考の結果および第二次選考の案内は、令和8年2月25日（水）までに応募者全員に選考結果及び「受験票」を郵送します。

（2）第二次選考

試験日等：令和8年3月4日（水）

試験時刻や会場等、選考についての詳細は、受験票郵送の際にお知らせします。

内 容：口頭試験（埋蔵文化財等、職務に必要な専門知識及び能力について評定）

合格発表：令和8年3月11日（水）10時に、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、第二次選考受験者全員に文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、候補者名簿登載期間に欠員が生じた場合は、候補者名簿登載者から随時採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヵ月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

8 勤務条件等

	A 埋蔵文化財調査員	B 史跡発掘調査員	C 史跡整備専門員
勤務日	週4日勤務		週5日勤務
休日	土日祝日及び月曜日から金曜日までに指定する1日 年末年始（12月29日から翌年1月3日）		土日祝日 年末年始（12月29日から翌年1月3日）
週の勤務時間	27時間30分		
勤務時間・休憩時間	勤務時間：原則、午前9時から午後5時まで（ただし、週のうち1日は午後4時30分まで） 休憩時間：正午から午後1時まで		勤務時間：原則、午前10時から午後4時30分まで 休憩時間：正午から午後1時まで
給料等	月額179,391円～193,287円 (地域手当を含む。)	月額194,067円～205,465円 (地域手当を含む。)	※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む。）として在職期間がある場合及び本受験に必要な各資格免許を必須とする業務に従事した期間がある場合は、その職歴に応じて給料等の額を決定します。
期末・勤勉手当(賞与)	年間で給与の4.65ヶ月分（6月・12月に各期2.325ヶ月ずつ）を在職期間等に応じて支給		
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）		
その他諸手当等	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）などを支給		
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（最大16日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。		
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。		

公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：毎月 20 日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

9 応募方法等

	A 埋蔵文化財調査員 B 史跡発掘調査員	C 史跡整備専門員
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・採用選考申込書（別紙様式） ・実務経歴書（別紙様式） ・110 円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒 1 部（長形 3 号） 	
受付期間	令和 8 年 2 月 3 日（火）から令和 8 年 2 月 17 日（火）17 時 ※必着	
提出方法	<p>郵送、もしくは持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合、<u>必ず郵便局の窓口で特定記録または簡易書留扱い</u>にし、受験票が届くまで控えを保管してください。なお、特定記録または簡易書留扱いによらない場合の事故については責任を負いません ・受験者 1 人につき 1 通の郵便物で郵送してください ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください ・封筒の裏に受験者の住所・氏名を明記してください 	
提出先	〒 810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課（市役所 14 階）	

10 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表後 1 か月間、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

11 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課 (市役所14階)

TEL: 092-711-4784 / FAX: 092-733-5537

福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財課 (市役所14階)

TEL: 092-711-4667 / FAX: 092-733-5537